

(その6)

4、政党基金(支部基金)の内訳

政党基金(支部基金)の名称		政治活動基金			
前年末の残高①	134,880,154	目的	政治活動対策		
積 立 て			取 り 崩 し		
年 月 日	金 額	備 考	年 月 日	金 額	備 考
2024.12.27	23,396,955	2024年政党交付金より積立	2024.1.4	134,687,386	支部政党交付金、経常経費、政治活動費に充当
			2024.1.19	192,768	支部政党交付金、経常経費、政治活動費に充当
小 計 ②	23,396,955				
果 実					
年 月 日	金 額	備 考			
小 計 ③	0				
合計(②+③)④	23,396,955		合 計 ⑤	134,880,154	
本年末等の残高 (①+④-⑤)⑥	23,396,955				
増減額⑥-①	-111,483,199				

## 監査意見書

2025年2月7日

党則第40条に基づく監査の結果について、下記の通り報告いたします。

### 《記》

#### 1. 実施した監査の概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 監査の日  | 2025年2月7日                              |
| (2) 監査の場所 | 社会民主党全国連合                              |
| (3) 監査の対象 | 2024年1月1日から同年12月31日までの<br>社会民主党政党交付金会計 |

#### 2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

いずれも誤りのないことを確認いたしました。

#### 3. その他の監査上の特記事項

特になし

政党（支部）の名称 社会民主党

監査した者の職・氏名 会計監査 

会計監査 

会計監査 

## 監 査 報 告 書

2025年3月21日

社会民主党

党首 福島 瑞穂 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

山下 康彦

### 1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、社会民主党の2024年1月1日から2024年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

### 2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。

### 3. 利害関係

当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以上

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- ③ 監査報告書（本部に限る。）
- ④ 提出を受けた支部報告書及び監査意見書
- ⑤ 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2025年3月21日

政党（支部）の名称 社会民主党

会計責任者の氏名 中島俊

